

## 松江商工会議所所報「商い情報PR便」運用規程

- 第1条 このサービスは、松江商工会議所（以下、「当所」という。）会員事業所への販売促進機会の提供及び相互の情報交流の場を提供することで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。なお、このサービスの利用は原則として当所会員または行政等に限る。
- 第2条 このサービスは、当所所報に会員事業所の販売促進のための書類等を同封するものであり、次のいずれかに該当するものは、このサービスの対象としない。
- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 関係法規に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 会員及び消費者に誤解又は不利益を与える恐れのあるもの
  - (5) その他、当サービス実施上不適当な事項があるもの
- 第3条 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、このサービスは履行しない。
- 第4条 同封するチラシ及び広告の内容に関する一切の責任は、広告主に帰属する。
- 第5条 当サービス利用における情報の詳細や取引に関しては、当事者間で直接連絡交渉するものとし、利用により生じた取引上の問題等について、当所は一切の責任を負わない。
- 第6条 所報は毎月中旬までの発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合がある。
- 第7条 当サービス利用料は、当所会員の場合一回一律 39,600 円（税込）とする。  
当サービス利用者は、書類を同封した所報の発刊後、翌月の末日までに料金を納入すること。
- 第8条 同封する書類は原則として、A4 以下のサイズのチラシ及びパンフレット（25g まで）とし、B4、A3 等のサイズのものはA4 以下のサイズに折りたたんだ上で、納品する。ただし、重量制限によりお断りする場合がある。
- 第9条 同封する書類は、各自で必要部数（2,800 部）を用意し、発刊月の前月 25 日（休日の場合はその前営業日）までに当所に納品する。ただし、残部が生じた場合には原則として返却しない。なお、1月号については12月20日（休日の場合はその前営業日）までに当所に納品する。
- 第10条 当サービス利用を希望する者は、利用申込書、及び同封する書類を利用希望月の前月 20 日（休日の場合はその前営業日）までに当所へ提出する。なお、1月号については12月15日（休日の場合はその前営業日）までに当所へ提出する。